

(別表) 第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画に係る取組等

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和2年度取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇	
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響					
施策1 就業支援								
(1) 関係機関の連携による就業支援								
ア	・母子家庭等就業・自立支援センターによる支援	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。	・ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター) 事業窓口相談 10,623件(就業以外含む)(前年比+495) 求職登録 211人(前年比-19) 求人数 494人(前年比-162) 就労支援セミナー 3回 18人(前年比+8人)	・求人登録等が減少した。		○	有	◆ひとり親サポートセンターへの求職登録者数の伸び悩み、県内の有効求人倍率の低下、雇用のミスマッチへの対応 ◇令和3年度に「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を開始し、よりきめ細かな就業支援の推進を図る。
	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。	・関係機関との情報共有	・求人登録等が減少した。(再掲)	・緊急事態宣言の発出期間は、来所相談を電話相談に切り替えた。(再掲) ・オンライン相談にも対応できる体制を整備した。(再掲)	○	有	◆ハローワーク等関係機関とのより効果的な連携方法の検討 ◇ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーンとの協働
イ	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・県内3か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。	・しずおかジョブステーションしずおかジョブステーション内の「ひとり親サポートセンター」における一貫した就職支援や「ハローワークコーナー」における職業紹介を実施 ハローワークコーナー利用者数9,132人	-	-	○	無	◇引き続き、しずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し求職者の就職を支援する。
(2) 事業主の理解促進と求人開拓								
ア	・求職者と企業のマッチング促進	・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの場において、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知します。	・労働法セミナーにおける周知	-	-	○	無	◆事業主の理解促進を促す機会の増加 ◇商工会議所関係の会議において周知を図る。
	・求職者と企業のマッチング促進	・母子家庭等就業・自立支援センターにキャリアコンサルタントの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。	・ひとり親サポートセンター各支所にキャリアコンサルタントの有資格者または職業紹介責任者を配置	-	-	○	無	◇令和3年度に「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の実施を検討し、よりきめ細かな就業支援の推進を図る。(再掲)
	・求職者と企業のマッチング促進	・しずおか人材マッチングサポートデスクが求人開拓を行う際に、事業主にひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、積極的な雇用を促します。	・しずおか人材マッチングサポートデスクコーディネーター9人 支援企業数767社	-	-	○	無	◇令和3年度より「サポートデスク」は移住・就業支援金対象企業の採用活動支援に特化 ◇「しずおかジョブステーション」の「ひとり親サポートセンター」や「ハローワークコーナー」等によりマッチングを促進する。
イ	・事業主の理解促進	・母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。	・ひとり親サポートセンター事業企業訪問件数 564件(前年比-302) 開拓求人数 447件(前年比-194)	・企業訪問できない期間が長く、開拓求人数が減少した。	・郵送等、対面以外の方法で事業主に依頼した。	●	有	◇企業訪問による求人開拓を徐々に再開していく。
	・事業主の理解促進	・企業における女性活躍の取組を推進するため、経営者や人事労務管理者等が女性の就業や登用促進に対する経営的メリットへの理解を深め、自ら実践できるよう、働きかけや啓発を行います。	・働き方改革推進事業働き方改革・ダイバーシティ経営を学ぶ経営者向けセミナー 3回196人	-	-	○	無	◇引き続き、働き方改革・ダイバーシティ経営に関するテーマによる経営者向けセミナーを開催し、企業における女性活躍の取組推進を図る。
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・子育てに優しい職場環境づくりに取り組み県内企業等を「子育てに優しい企業」として表彰し、その優れた取組を県内企業等に周知します。	子育てに優しい職場環境づくり推進事業 ・表彰企業 8社(前年度比±0) ・ロゴマークの制作 842点応募	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、表彰式を中止した。	褒状については、表彰企業を訪問し授与した。	○	無	◇表彰制度への応募を促進するため、表彰企業の取組や制作したロゴマーク等を紹介するプロモーション映像を制作する。
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行います。				●	有	◇オンライン形式による講座の実施を積極的に検討し、企業等が受講しやすい環境を整備する。
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・女性等が働きやすい職場環境づくりを推進するため、企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。	・働き方改革推進事業アドバイザー派遣 64社(前年比+4)	-	-	◎	無	◇引き続き、職場環境づくりを支援するアドバイザーを派遣し、企業の実践的な取組を支援する。
ウ	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・テレワークの導入を推進するためのセミナーを開催するなど、多様な働き方が選択できる制度の導入を支援します。	・働き方改革推進事業通信機器体験や、テレワーク導入の留意点を学ぶセミナー 3回延べ73人	-	-	○	無	◇引き続き、テレワーク導入に関するセミナーを開催し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援する。

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和2年度の取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇	
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響					
(3) 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援								
ア	・就業に向けた資格取得の支援	・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給します。	・自立支援教育訓練給付金 全県65件（前年比-21）、うち町分3件（前年比-1） ・高等職業訓練促進給付金等 全県135件（前年比+7）、うち町分5件（前年比+2件）	・資格取得等の問合せが増加した。 ひとり親サポートセンター資格取得・職業訓練についての相談件数638件（前年比+157）	○	無	◆町在住者の制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSを活用して制度の周知を図る。 ◇令和3年度限りの特例で高等職業訓練促進給付金の支給要件を緩和し、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。	
	・就業に向けた資格取得の支援	・高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金、就職準備金）の貸付 全件26件（前年比-11）、うち県所管15件（前年比-7件）（県社協実施）	—	—	●	無	◇貸付メニューに「住宅支援資金」を追加し、母子・父子自立支援プログラムと一体となった就業支援・自立促進を行う。
	・就業に向けた資格取得の支援	・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定支援合格のための講座受講費の一部を支給します。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 県全体1件（前年比-2）、うち町分0件（前年同）	—	—	●	無	◆制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSの活用や関係部署との連携により、制度の周知を図る。
	イ	・就業に向けた技能習得の支援	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 登録販売者講習（R2～）15人、パソコン研修10人 各1クール	—	—	○	無
イ	・就業に向けた技能習得の支援	・ひとり親の就職を支援するため、技術専門学校※において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。 ※令和3年4月に工科短期大学校が開校	・離職者等再就職支援事業 ひとり親（母子家庭の母等）優先コース 3コース（前年比+1コース） 定員60人（前年比+20人） 応募者47人（前年比+1人）※一般受講者含む 受講者41人（前年比+6人）※一般受講者含む 託児サービス付きコース 85コース（前年比+15コース） 託児利用者8人（前年比-4人） 託児児童8人（前年比-6人）	・令和2年6月補正において、離職者等再就職支援事業費を増額補正し、受講者数の増加に備え、離職者向け職業訓練の定員枠を拡充した。	○	無	◇引き続き、ひとり親（母子家庭の母等）が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。 ◇雇用のセーフティネットとして、離職者訓練を着実に実施していく。	
	施策2 経済的支援							
(1) 手当の支給・福祉資金の貸付								
ア	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給します。	・県内受給者数 21,641人（うち町分1,355人）（前年比-506、-162）	・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が准んでいると推測される。	○	無	◇児童扶養手当受給者及び家計急変者等に「ひとり親世帯臨時特別給付金（ひとり親分）」を支給している（全額国庫負担）。	
	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。	・母子・父子自立支援員による生活支援の相談 7,845件（前年比+117） ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 895件（前年比-98）	・貸付けや償還についての相談が増加した。	○	無	◇引き続き、各家庭の事情に即した適切な貸付け及び相談を実施する。	
(2) 経済的負担の軽減								
ア	・小学校入学時の学用品購入費用の助成	・ひとり親家庭の子どもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭就学支援事業 8市6町239人（前年比-28）	—	—	○	無	◇引き続き、未実施かつ類似の事業を実施していない市町に対し、実施を働きかけていく。
	イ	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	・授業料等の負担軽減を図るため、私立学校等へ助成 私立高等学校等就学支援金等助成 6,866,566千円 私立高等学校等奨学給付金助成 437,837千円 私立高等学校授業料減免事業費助成 1,191,346千円	・授業料の納付が困難となる家庭が生じた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、失業等に起因した家計急変（収入減少）により授業料の納付が困難となった場合に、当該保護者への授業料減免を行った私立学校に対して助成を行った。 私立学校家計急変緊急支援費補助金 1,524千円	○	無	◇令和3年度から年収700万円以上750万円未満の世帯を対象に、全国私立高校の平均授業料を勘案した水準の半額となる198,000円まで減免を行うよう県の授業料減免制度を拡充する。
イ	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	・高等学校における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により家計が急変する世帯への対応が必要となった。	奨学給付金については、家計が急変した世帯を支給対象とする とともに非課税世帯等への追加支給として、世帯状況により年額12,000円～26,100円の増額支給を行った。	○	無	◇奨学給付金に係る非課税世帯等への増額分について、令和3年度についても継続する。
	ウ	・医療費の助成	・ひとり親家庭の親と子どもの医療費負担を、市町とともに軽減します。	・ひとり親家庭等医療費助成 139,316件（前年比-17,217）	—	—	○	無

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和2年度取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇	
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響					
(3) 養育費確保の支援								
ア	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保や面会交流を支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 養育費・面会交流相談 915件（前年比+164）	・別居親の収入減少に伴い、養育費の減額申し入れがあるケースや支払い停止のケースが増加した。	・緊急事態宣言が出ていた月は、通常は対面で行う無料弁護士相談を電話相談に切り替えた。	◎	無	◇対応する弁護士の増員も検討しつつ、引き続き事業を実施する。
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・養育費は子どもの権利であることについての啓発を強化することにより、離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の取得率向上を図ります。	・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元 ・課ホームページにおける法務省作成の動画紹介	—	—	○	無	◆離婚を考えている方に対するアプローチ方法の検討 ◇WEBを活用し、養育費は子どもの権利であることについて広く周知する。
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、子どもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。	・子どものための再出発支援事業（R2～） オンラインセミナー1回、講話の動画配信	—	・感染リスクがなく、参加への心理的ハードルが低いオンライン講座とした。	○	無	◆離婚を考えている方への効果的な周知方法の検討 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を図る。
	・相談員の資質向上	・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び面会交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。	・養育費等に関する研修会の開催 1回 ・ひとり親サポートセンター職員が養育費相談支援センター主催の研修会及び会議に出席 ・関係職員の家庭裁判所見学	—	・養育費等に関する研修会の講話をリモートで聴講した。	○	無	◇市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけていく。
施策3 子育て・生活支援								
(1) 子育て支援								
ア	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・自立のための就学や病気等の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。	・ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣 450回（市含む）（前年比-59件） ・家庭生活支援員養成研修 1回	—	—	●	無	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も支援制度を利用できることを周知する。
	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親の利用料を市町とともに軽減します。	・ひとり親子育てサポート事業 補助対象9市（前年同）	—	—	○	無	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。
イ	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。	・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成 ・アドバイザーの資質向上のための研修を令和2年8月31日（月）に静岡市内で開催し、23名が参加	アドバイザー研修について、例年東京から講師が静岡県へ来訪して実施していましたが、令和2年度は、講師は東京からウェブ会議形式で参加とした。	研修事業について、大きな会場で受講者数を定員の1/3に削減するなど、必要な感染症対策を行ったうえで、実施する。	○	無	◇引き続き、ファミリー・サポート・センター運営費の助成、並びにアドバイザーの資質向上研修を継続し、住民相互の協力により、仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実を図っていく。
	・放課後児童クラブにおける支援	・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成 14市5町1,757人（前年比 +1市、+223人）	—	—	○	無	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。（再掲）
ウ	・放課後児童クラブにおける支援	・放課後児童クラブについて、市町に運営費等を助成するとともに、支援員の養成と資質向上のための研修を行います。また、「放課後子供教室」と連携し、地域で放課後の子どもを見守る体制づくりに取り組みます。	放課後児童クラブを運営した35市町に運営費を助成 ・支援員養成研修を開催し269人が支援員に認定され、支援員等の資質向上研修に232人が参加	新型コロナウイルス感染症予防措置により、養成研修及び資質向上研修とともに、実施計画よりも規模を縮小して実施した。	運営費助成について、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう開設時間の延長や利用料減免などに要する経費を新たに助成するほか、研修事業については、大きな会場で受講者数を定員の1/3に削減するなど、必要な感染症対策を行ったうえで、実施する。	○	無	◇引き続き、放課後児童クラブの運営費助成や、支援員の養成研修及び資質向上研修を実施し、放課後児童クラブを運営する市町を支援していく。
	・リスクを抱えた母子に対する支援	・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。	・妊娠SOSサポート事業 電話・メールによる相談 112件（前年比 -61）	—	—	●	無	◆相談が必要な方へタイムリーに支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 ◇妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるように、相談窓口の周知に努める。 ◇妊娠が疑われるが、未受診のまま出産し、虐待に至る状況等の防止を図るため、産科受診等支援事業も開始した。必要な方へ必要な支援ができるよう体制を強化していく。
	・リスクを抱えた母子に対する支援	・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。	・市町母子保健担当者に対する研修 6回（前年比+4） ・支援機関のネットワーク構築 9回（前年比+0）	・研修会等は、プログラムを縮小したり、会場を増やすことで、1会場の参加者数を減らして感染拡大防止策をとり、またWeb等も活用した。 ・ネットワーク構築は、医療機関等から出席できずに中止にした会議もあった。	感染拡大防止策をとりながら、WEB等を活用して、会場や参加人数等を検討しながら、実施する。	○	無	◇市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。 ◇支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和2年度の取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇	
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響					
(2) 住宅確保の支援								
ア	・県営住宅への優先入居の促進	・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、寡婦(寡夫)控除を差し引いた収入で計算します。	倍率優遇 157件(前年比+38) 寡婦(寡夫)控除1440件(前年比-45)			○	無	◇引き続き、ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施する。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算する。
イ	・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。	住宅セーフティネット事業 ・静岡県居住支援協議会全体会の開催1回 ・居住支援法人数5法人(前年比+2)	—	—	○	無	◆市町単位の居住支援協議会の設立 ◇居住支援法人の新規指定数の増加を図る。
ウ	・母子生活支援施設における支援	・DV(配偶者等からの暴力)を受けている等の理由で子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。	・母子生活支援施設 県内3か所(前年同) 一時保護委託件数5件	—	—	○	無	◇引き続き、母子の保護及び自立支援を実施する。
(3) 子どもの居場所づくりの取組促進								
ア	・子どもの学習支援	・ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンド(児童訪問援助員)※や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを支援します。	・ひとり親家庭へのホームフレンド等派遣 66回(前年比-22回) ・市町の居場所づくりへの補助 2市1町(前年比-1市)	・居場所については多くの運営団体において、一時休止、規模や回数を縮小するなどの対応が必要となった。	—	●	無	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も支援制度を利用できることを周知する。(再掲)
	・子どもの学習支援	・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。	「ふじのくに型学びの心育成支援事業」 ・通所型の学びの場の提供 参加者125人(前年比-28人) ・合宿型の学びの場の提供 参加者48人(前年比-15人) ・キャリア形成の場の提供 参加者7人(前年比+4人)	—		●	無	◆「生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数」は、2019年度まで順調に推移していたが、2021年度も31市町の見込みであり、伸び悩んでいる。 ◇ひきこもり等、子どもの個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うなどの取組を強化する。通所型学習支援参加者は、全員高校等に進学していることから、学校には不登校であっても低学年から継続して参加できるよう支援する。 学習支援やケースワーカーの助言により、子どもや保護者が主体的に進路先を考えることができるよう支援する。 進学に係る他制度を所管する部署と連携し、必要な情報を共有するなど、ケースワーカーの知識向上を図る。
	・子どもの学習支援	・子どもが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。	・「しずおか寺子屋」推進事業 9市町53箇所で開催(前年比+6市町+46箇所) 学生支援員参画53人(前年比-32人)	・大学の休校により、大学生等の学生支援員の募集が十分にできなかった。 ・感染拡大の防止のため、中学生支援員の参加を見合わせた。	・学生支援員の募集はPR動画を作成しYouTube等で配信する。 ・「学校の新しい生活様式」等の各種衛生管理マニュアルに従って実施する。	◎	無	◆実施市町の拡大に向け、地域の実情に合わせた普及・導入支援 ◆新たな実施方法(ICT活用(オンライン)による学習支援の検討) ◇令和3年度は13市町67箇所で開催予定
イ	・地域の居場所づくりの支援	・地域住民や民間団体等による子ども食堂等の居場所づくりについて、実践者等を対象としたセミナーの開催、アドバイザー派遣、支援者と実施団体のマッチング促進等により、運営を支援します。	・居場所づくり実践講座 3回 ・アドバイザー派遣 23回 ・サポーターマッチング 48件 ・居場所の新規立ち上げ支援(R2~) 20か所	・多くの運営団体において、一時休止、規模や回数を縮小するなどの対応が必要となった。	・感染拡大の影響を受けている団体等を支援するため、感染症対策を行う団体等に対する助成を実施した。	○	有	◇既存事業の実施に加え、県社会福祉協議会と連携し、ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集し、団体等に対して助成を行う。
施策4 安心につながる支援								
(1) 相談・支援体制の充実と広報								
ア	・ライフステージに対応した相談・支援	・母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員等が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。	・ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター)事業 窓口相談 10,623件(前年比+495)(再掲) ・母子・父子自立支援員 相談件数 8,024件(前年比+154) ・母子・父子福祉協力員 相談件数 1,283件(前年比-133)	・母子・父子自立相談員について、母子父子寡婦福祉資金の償還に関する相談が増加した。	・希望に応じて、母子父子寡婦福祉資金の償還期間を猶予した。(国通達あり) ・令和2年8月から、夜間等にSNSによる相談ができる「ひとり親あしんLINE相談」を開始した。	◎	無	◆LINE相談の利用者の増加 ◇LINEによる情報発信機能を強化し、相談機能と併せてアピールすること、登録者の増加を図る。 ◆母子・父子自立支援員の専門性向上 ◇オンラインで受講できる研修の充実を図る。 ◆母子・父子自立支援員、母子・父子福祉協力員の認知度向上 ◆母子・父子自立支援員・母子・父子福祉協力員について、民生委員・児童委員に周知するとともに、SNSを活用した周知を図る。
	・ライフステージに対応した相談・支援	・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。	・ひとり親のライフプラン相談(R2~) 2クール ・ライフプランニングに関する資料作成	—	・対面相談の予定をオンラインまたは電話相談に切り替えた。	○	無	◆家計相談したい方への効果的な周知方法、生活支援につながる事業内容の検討 ◇市町収納担当部署、保育担当部署への協力を得て周知する。

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和2年度の取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響				
・ライフステージに対応した相談・支援	・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。	・あざれあ女性相談 電話相談 4,225件（前年比+605）、面接相談（DVその他暴力）278件（前年比+30）、インターネット相談 50件（令和2年度新規） ・あざれあ男性相談 電話相談 138件（前年比+22）	・新型コロナウイルス関連の健康・家族・夫婦・仕事に関する相談が多く寄せられた。	・緊急事態宣言期間中は面接相談を電話で実施した。解除後も希望により電話で実施している。 ・家族の在宅時間の増加等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、令和2年12月から、女性相談にインターネット相談を開始した。 ・県の新型コロナウイルス警戒レベル等の情報を相談員と共有した。（再掲） ・静岡県女性応援メッセージ「笑顔になるまで寄り添いたい」を发出し、あざれあ女性相談をはじめ、各部署の相談・支援情報の一元的提供に取り組んだ。	◎	無	◇令和3年6月25日から女性相談の電話回線を増設し、相談体制を強化した。 ◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。 ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。
・ライフステージに対応した相談・支援	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町における子育て世代包括支援センターの設置を促します。	・子育て世代包括支援センター 全市町で設置（43箇所）	—	—	○	無	◆多様なニーズに対応できるよう相談支援を担当する職員の質の向上や子育て世代包括支援センターへ専門職を配置するなど相談体制の機能を強化する必要がある。 ◇子育て世代包括支援センターの機能強化に向けた従事者の育成や専門職配置に関する相談支援を行っている。
・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・私立学校に助成制度の概要リーフレットを配布し、家庭への周知を依頼した。34,000部 ・奨学給付金の申請手続き等について県ホームページに掲載するとともに、保護者からの問合せに対応した。	・授業料の納付が困難となる家庭が生じた。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、失業等の家計急変により授業料の納付が困難となった場合の助成制度について学校を通して周知した。	◎	無	◇従来紙媒体にて配布していた助成制度の概要リーフレットを県ホームページに掲載することで、より効果的な制度周知を図る。 ◇奨学給付金の申請手続き等について県ホームページに掲載し、保護者からの問合せに対応する。
・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・就学援助について、国からの通知を市町へ周知 ・就学援助事業は各市町が実施するため、ホームページで各市町教育委員会の連絡先を紹介	要保護児童生徒援助費補助金の補助対象経費に、オンライン学習通信費が追加された。	市町への通知の際に、補助対象経費の追加について留意を促した。	○	無	◇引き続き、市町が実施する就学援助について必要な周知を行う。
・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を実施	新型コロナウイルス感染症の拡大により家計が急変する世帯への対応が必要となった。	奨学給付金等については、家計急変制度のリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行った。	◎	無	◇制度改正があった場合は、常に最新の情報をリーフレットの配布やホームページに掲載することで周知を図っていく。
・ライフステージに対応した相談・支援	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するよう、自立に向けた支援や、本人の状態に応じた継続的な相談支援を実施します。	「生活困窮者自立支援事業」 ・自立相談支援事業・住居確保給付金 35市町で実施 ・就労準備支援事業 26市町で実施 ・一時生活支援事業 26市町で実施 ・家計改善支援事業 30市町で実施 ・学習支援事業 31市町で実施	コロナ禍のなか自立相談支援機関への相談件数が増加した。特に住居確保給付金にかかる相談については、令和2年度上半期に急増した。	・自立相談支援機関への相談受付フォームを作成した。 ・WEBによる一体的な相談体制（医療・法律・福祉の専門家）を構築した。 ・自立相談支援員を支えるヘルプデスクを設置した。	◎	無	◆生活困窮者には、長期間未就労者、ニート、ひきこもり等の就労困難度の高い人の割合が年々大きくなっているため、様々な就労阻害要因を抱える支援対象者に対し、要因分析と課題に応じたきめ細かな支援が重要である。 コロナ禍による経済状況の悪化により、生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請や生活保護申請が増加していることから、相談支援体制を充実する必要がある。 ◇対応する困難事例に苦慮する支援員が相談し、助言いただける専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。 生活困窮者や生活保護受給者の就労阻害要因を分析し、関係機関と連携を図り、課題に応じたきめ細かな支援を行うことで、就労機会の確保を図る。
イ	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・「明日のしあわせを願って」の発行と配布 9,000部 ・こども家庭課ホームページ、ひとり親あんしんLINE相談ホームページに掲載 ・支援制度をまとめた資料データの共有	—	—	○	無	◇引き続き、SNSの活用等により一層の周知を図る。
・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、地域版の制度案内の作成を促します。	・相談機関や保育施設へのひとり親サポートセンターの周知、民生委員・児童委員の研修会における支援員についての周知等	—	—	○	無	◇引き続き、市町と資料データを共有し、支援制度利用者への周知を図っていく。
・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・各種相談に携わる支援者に、母子家庭等就業・自立支援センターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。	—	—	—	○	無	◇引き続き、相談機関や保育施設に対してひとり親支援機関の周知を図っていく。
ウ	・市町との好事例の共有	・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。	・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元（再掲）	—	○	無	◇引き続き、好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の温度差を縮小する。

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和2年度の取組		2 新型コロナウイルス感染拡大への対応	3 進捗評価区分	4 コロナ影響	5 課題◆、今後の取組予定等◇	
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響					
(2) 父子家庭の相談体制整備								
ア	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置します。	・月1回の父子家庭相談窓口の設置（R3～）	—	—	○	無	◆相談員の資質向上 ◇関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。
	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・父子家庭も支援の対象であることを明確にするため、支援機関や関連事業の名称を再検討します。	・相談機関名をひとり親サポートセンターに、医療費助成の事業名をひとり親家庭等医療費助成に変更	—	—	○	無	◇引き続き、父子家庭も対象に含むことを明確にするため事業名や周知方法に配慮する。
イ	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。	・あざれあ男性相談 電話相談 138件（前年比+27）（再掲）	・新型コロナウイルス関連の仕事や健康に関する相談が寄せられた。 ・例年より件数の増加率が高かった。	・県の新型コロナウイルス警戒レベル等の情報を相談員と共有した。（再掲）	◎	無	◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。（再掲）
	・父子家庭に向けた情報発信	・父子家庭も追加対象となった支援制度等について情報を集約し、ホームページ等で周知します。	・ホームページにおける支援制度についての広報	—	—	○	無	◆父子家庭に向けたより効果的な情報発信方法の検討 ◇SNSを活用して一層の周知を図る。
(3) 個別の状況に応じた多様な支援								
ア	・ひとり親同士の相談機会の提供	・静岡県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親同士が交流し、日頃の悩みを打ち明けられる場を提供します。	・静岡県母子寡婦福祉連合会が交流会等を実施	・福祉大会、交流会やバス旅行の実施が困難となった。	・イベントの中止または内容変更を行った。	●	有	◆静岡県母子寡婦福祉連合会の会員増、よりよい活動内容の検討 ◆コロナ感染リスクを避けたイベントの開催 ◇活動内容の充実を促す。
イ	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・女性のための相談及び男性のための相談並びに専門相談員による面接相談を実施します。	DV相談件数 ・あざれあ女性相談 電話・インターネット相談 438件（前年比-39） 面接相談 278件（前年比+30件） ・あざれあ男性相談 電話相談 2件（前年比-3件）	・全体数は減ったが、面接相談件数は増加しており、以前まではやり過ぎていた方も、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅時間の増加等ストレスが増え、耐えきれなくなった方が増えている。	・緊急事態宣言期間中は面接相談を電話で実施した。解除後も希望により電話で実施している。（再掲） ・家族の在宅時間の増加等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、令和2年12月から、女性相談にインターネット相談を開始した。（再掲）	○	無	◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。（再掲） ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会（ケース検討・講義・スーパービジョン等）を行う。（再掲）
イ	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・DV被害者等、困難な課題を抱えていたり、自己肯定感が低いひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決し、自立への一歩を踏み出せるよう、配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター）、母子生活支援施設、女性相談窓口及び母子家庭等就業・自立支援センター等、関係機関が連携して、精神的ケアや自立支援に取り組みます。	・女性相談センター等における相談実施	・相談内容の変化	・消毒、検温、マスクの着用等、必要最低限の感染予防対策をした上で対面相談を実施した。 ・関係機関研修会をオンラインで実施した。	○	無	◇引き続き、関係機関が連携して精神的ケアや自立支援に取り組む。